一　地域再生計画の作成主体の名称　静岡県
二　地域再生計画の名称　住んで良く・訪れて楽しい、躍動する『みなとまち、さかなまち』計画
三　地域再生計画の区域の範囲　沼津市の区域の一部（沼津港及び戸田漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　広島市
二　地域再生計画の名称　基町住宅地区再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　広島市の区域の一部（基町住宅地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化（四の五③）

○内閣府告示第五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島市
二　地域再生計画の名称　水都とくしま・水のかがやき再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　徳島市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　香川県木田郡三木町
二　地域再生計画の名称　三木町「豊かな水環境とともに創る住み良いまちづくり」再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　香川県木田郡三木町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　香美市
二　地域再生計画の名称　暮らしを支える道路基盤の整備計画
三　地域再生計画の区域の範囲　香美市の区域の一部（物部町及び香北町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　武雄市
二　地域再生計画の名称　住みたいな、訪れたいよ「泉都武雄」の地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　武雄市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県
二　地域再生計画の名称　みなとまち今昔物語―漁業の力再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　平戸市の区域の一部（大島港、大根坂漁港及び薄香湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　浅茅湾マグロ養殖にかかる給餌・給氷基地整備の連携計画
二　地域再生計画の区域の範囲　平戸市、松浦市及び対馬市の区域の一部（調川港、竹敷港、生月漁港及び三浦湾漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
三　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県
二　地域再生計画の名称　漁獲物輸送の合理化による水産物供給の安定化・作業の安全性向上計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長崎市及び長崎県南松浦郡新上五島町の区域の一部（青方港、野母漁港、樺島漁港、上五島漁港及び岩瀬浦漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第五十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年三月二十八日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県及び熊本県天草郡苓北町
二　地域再生計画の名称　ふるさと苓北・安全で活力ある地域づくり
三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県天草郡苓北町の区域の一部（富岡港、坂瀬川漁港及び西川内漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）